

(一社)全国中小企業勤労者福祉サービスセンター(略称:全福センター)会員の皆様へ

# 「全福ネット入院あんしん保険」のお知らせ

正式名称: 団体総合生活保険(医療補償基本特約)

**約28%の割引  
が適用されます!**

## 一時払保険料例 団体契約なので掛金(保険料)が割安

団体保険契約期間: 平成29年6月1日午前0時~平成30年6月1日午後4時まで

途中で毎月加入することができます。中途加入受付期間は平成30年1月末(平成30年3月1日加入)までとなります。保険料については、募集代理店または幹事代理店までお問い合わせください。

加入年齢: 満5歳~満70歳まで(平成29年6月1日時点の満年齢)

年齢 平成29年6月1日時点 での満年齢となります	入院保険金 日額	H3タイプ 3,000円型	H5タイプ 5,000円型	H10タイプ 10,000円型
			月換算で 約381円	月換算で 約626円
(一部抜粋例)	20~24歳	4,570円	7,510円	15,020円
	30~34歳	5,150円	8,450円	16,900円
	40~44歳	5,900円	9,670円	19,320円
	50~54歳	9,370円	15,340円	30,660円

**えっ! 年額**

### 特長

- 会員だけが加入できる団体契約、年1回払い、団体割引等適用なので掛金が割安です。
- 補償の対象となる方は、会員本人だけではなく、ご家族等も加入できます。
- 健康状態の告知のみで加入できます。(医師の診査は不要)
- 法人を加入者(被保険者を役員・従業員)とすることもできます。
- 親の介護が必要になったときに、保険金(一時金)をお支払いします。
- 東京海上日動メディカルアシスト(医療相談サービス)の利用ができます。

オプション



詳細は  
下記募集代理店までお電話  
または  
全福センター保険 検索

### 補償内容

1. 病気・ケガで1日以上入院されたとき (1回の入院につき60日を限度とします。)
2. 病気・ケガにより手術(注2)を受けられたとき
3. 退院後、通院されたとき (病気やケガで入院し、退院後に退院日の翌日から180日以内に通院したときに保険金をお支払いします。1回の入院後の通院について90日を限度とします。)
4. 所定の先進医療(注3)による療養を受けられたとき

(注1) 1回の入院とは次のいずれかに該当する入院をいいます。

入院を継続してから退院するまでの継続した入院

退院後、その日を含めて180日を経過した日までに再入院した場合で、その再入院が前回の入院の原因となった病気やケガ(医学上重要な関係がある病気やケガを含みます)によるものであるときは、再入院と前回の入院を合わせた入院

(注2) 傷の処置、切開術(皮膚、粘膜)、抜歯等お支払いの対象外の手術や、お支払い回数に制限がある手術があります。

(注3) 「先進医療」とは、公的医療保険制度に定められる評価療養のうち、厚生労働大臣が定める先進医療(先進医療ごとに厚生労働大臣が定める施設基準に適合する病院または診療所において行われるものに限ります。)をいいます。(※) なお、療養を受けた日現在、公的医療保険制度の給付対象となっている療養は先進医療とはみなされません。(保険期間中に対象となる先進医療は変動します。)

(※) 詳細については厚生労働省のホームページをご参照ください。

このご案内は団体総合生活保険(医療補償基本特約)の概要について説明したものです。ご加入にあたっては、必ず「重要事項説明書」をよくお読みください。  
保険の内容は団体総合生活保険(医療補償基本特約)のパンフレットをご覧ください。詳細についてご不明な点は下記募集代理店または引受保険会社にお問い合わせください。

資料請求・お問い合わせ先 この保険契約は全福センターを保険契約者とし、全福センターの会員等を被保険者とする団体総合生活保険(医療補償基本特約)団体契約です。

〈募集代理店〉

〈幹事代理店〉

株式会社全福サポートサービス  
「全福ネット入院あんしん保険相談デスク」  
フリーダイヤル: 0120-055-512  
(土日祝日を除く9:30~17:00)